

**大津市会計年度任用職員募集要項**  
**【職種：一般事務２種 男女共同参画センター】**

令和４年度に大津市において採用する会計年度任用職員を募集します。会計年度任用職員とは一般職の地方公務員で、採用されると服務規程（職務専念義務や守秘義務等）が適用されます。

1 募集人数 ２人（週 35 時間勤務）

2 募集職種 一般事務２種 男女共同参画センター

3 業務内容

男女共同参画センターで行う相談業務、講座開催、窓口業務等に伴う一般事務

<主な業務内容>

- (1) 男女共同参画や女性の人権等に関する相談業務（電話、面接）
- (2) 男女共同参画に関する講座開催及び一般事務の補助
- (3) 電話・窓口対応業務
- (4) パソコンを使った資料作成、データ入力業務 等

4 募集対象

(1) 心理学やカウンセリング等に関する知識や経験等について、次のいずれかを満たすこと

- ① 大学等で心理学、社会学、教育学を専攻している
- ② 臨床心理士、産業カウンセラー、認定心理士、社会福祉士、精神保健福祉士、保健師、看護師、心理相談員、学校心理士、臨床発達心理士、公認心理師のいずれかの資格を有する
- ③ 公的な相談機関で１年以上の実務経験がある

(2) パソコン（ワード・エクセル・パワーポイント）による入力、資料作成ができること

(3) 窓口や電話等における接客対応業務に従事可能であること

◎地方公務員法第 16 条に規定する下記の欠格事項に該当する方は応募できません。

- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・ 大津市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない人
- ・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

5 応募受付期間

令和４年２月 22 日（火）から令和４年 3 月 9 日（水）まで

6 応募方法

ハローワークを通じてご応募いただくか、受付期間内に下記の連絡先へ直接電話連絡してください。

選考当日に下記の書類を持参してください。

①ハローワーク紹介状（ハローワークを通じて応募される場合）

②写真を添付した履歴書

③有資格者は各資格の免許証等（写し）

※選考の手続きにおいて提出された個人情報については、選考及び任用の手続きに必要な範囲内でのみ使用します。

【受付時間】土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時

【連絡先】大津市政策調整部男女共同参画センター 「会計年度任用職員採用担当者」まで  
電話番号：077-528-2791

## 7 選考日時及び選考会場

令和4年3月11日（金）14時～ 明日都浜大津1階 男女共同参画センター

## 8 選考方法

面接試験及びパソコン実技試験（ワード・エクセル）

※上記6に記載の選考当日の持ち物をお持ちください。

## 9 結果の発表

受験者本人宛に、試験日から一週間以内に合否通知を文書で発送します。

## 10 勤務条件

任用期間	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで ※翌年度も同じ職が設置され、勤務成績が良好な場合は、再度任用する場合があります。（4回まで最長5年度） 採用後1ヶ月（実勤務日数が15日に満たない場合は15日まで延長）は条件付採用とし、良好な成績で勤務して初めて正式採用されます。
勤務地	大津市浜大津四丁目1番1号 明日都浜大津1階 男女共同参画センター
勤務日	週5日（月曜日～金曜日）
休日	土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始（12月29日から1月3日）
休暇	年次有給休暇 1年目10日（任用期間に応じて付与） 特別休暇あり（要件あり）
勤務時間	・週35時間勤務（1日7時間×週5日）9時～17時 休憩60分
基本給	週35時間勤務 月額159,067円～187,482円 ※本市職員としての経歴に応じて決定します。
諸手当	期末手当 年2回（令和3年度実績：年間2.55月分、支給基準に沿って在職期間に応じた割合で支給します。令和4年度の月数は下がる見込です。） 通勤手当相当（片道2km以上の場合、上限月額55,000円）、時間外勤務手当相当が要件により支給されます。
社会保険	健康保険（全国健康保険協会又は共済組合）、厚生年金保険、雇用保険 ※令和4年10月から健康保険の加入先が共済組合（短期・福祉事業のみ）に変更

	となります。
災害補償	公務上の災害又は通勤による災害についての補償制度あり
服務	地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規程の対象となります。 営利企業への従事（兼業）は可能ですが、その場合でも職務専念義務や信用失墜行為の禁止等の服務規律は適用となるため、留意してください。（兼業先との所定勤務時間の合計が週 40 時間を超える場合は職務遂行に支障をきたす恐れがあるため、認められません。）
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・給与等支給日：当月 20 日</li> <li>・勤務条件については、関係条例や規則等の改正が行われた場合、その定めるところにより変更します。</li> </ul>